



長崎税関

Nagasaki Customs

長崎税関では、本年4月より熊本市に、税関相談官を常駐させ、**輸出入**にかかるとご相談に対応しています。

【メール・電話での相談】

受付時間 平日 8:30～17:15

電子メール: nagasaki-sodan@customs.go.jp

電話 : 095-828-8619

【相談窓口にお越しになる場合】

対応時間 平日 8:30～12:00、13:00～16:00

相談窓口 : 長崎税関通関円滑化熊本相談窓口

(八代税関支署熊本出張所内)

熊本県熊本市西区春日 2-10-1

熊本地方合同庁舎 B 棟 1F

前日までに来訪予定日時をメール・電話にて、ご連絡下さい。

【相談窓口ホームページ】

<https://www.customs.go.jp/nagasaki/sodan.html>

お気軽にご相談下さい。





○イチゴを輸出したい。



輸出手続きは？

輸出先でE P Aを利用して輸入したい。

○アメリカからビールを輸入したい。

税金はいくらかかる？

輸入時の手続きは？



○海外旅行の手続きについて

入国時の免税範囲は？

○個人輸入した服のサイズが合わなかった返品するが、税金はかえってくるか？

輸出入に関するご相談お待ちしております。



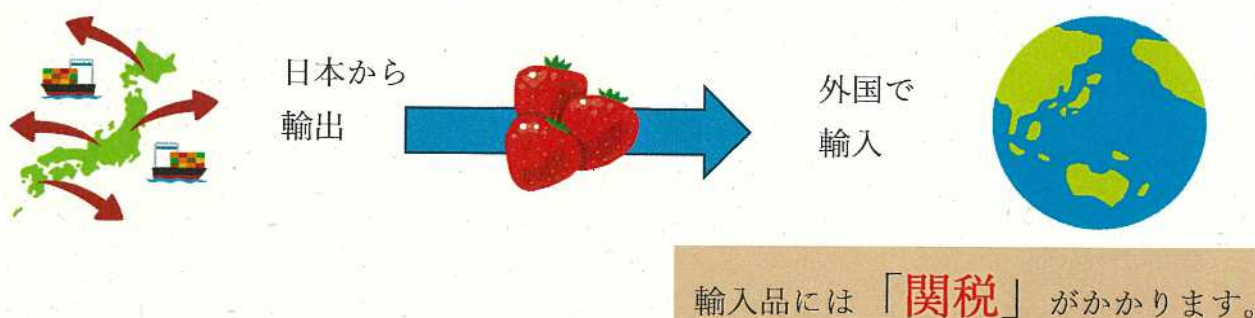


長崎税関
Nagasaki Customs

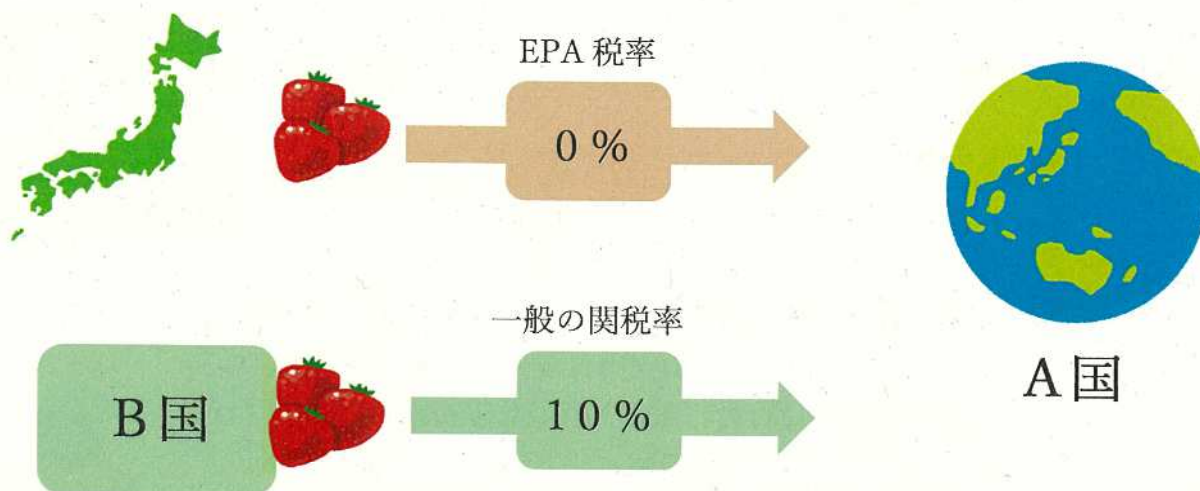
輸出時の EPA の利用について。

EPA（経済連携協定）とは、
特定の国や地域同士での貿易を促進するために
輸出入にかかる**関税の撤廃・削減**などを約束したもの

① EPA の概要



② EPA の利用



EPA 税率を利用する事で、日本製品の**関税**が引き下げられます。
他国の同種の製品に比べて価格競争力が向上します。

③ E P A 税率が利用出来る国

・日シンガポール ・日メキシコ ・日マレーシア ・日チリ ・日タイ ・日
インドネシア ・日ブルネイ ・ASEAN (カンボジア、シンガポール、タイ、フィリ
ピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、インドネシア) ・日フィ
リピン ・日スイス ・日ベトナム ・日インド ・日ペルー ・日オーストラ
リア ・日モンゴル ・CPTPP (メキシコ、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、
オーストラリア、マレーシア、チリ、ブルネイ、イギリス) ・EU (ベルギー、ブルガ
リア、チェコ、クロアチア、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、
スペイン、フランス、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハン
ガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベ
ニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、モナコ、アンドラ、サンマリノ、その他) ・
日アメリカ ・日イギリス ・RCEP (中国、オーストラリア、ニュージーランド、ブル
ネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、韓国、マレーシア、インドネ
シア、フィリピン)

※複数の名前がある国、

例えばマレーシア。日マレーシア・ASEAN・CPTPP・RCEP の4つのEPAに加盟しています。

E P A 毎に税率・規則が異なりますので、自身に都合の良いE P Aを選んで使用する事が可能です。

利用にあたっては、E P A 毎に条件・規則があります。

まずは、税関へご相談下さい。

相談先：長崎税関 税関相談官

TEL 096-322-3005

Eメール nagasaki-sodan@customs.go.jp

